

伊佐市農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 2 月 28 日（金）午前 8 時 59 分から 10 時 08 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (23 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	9 番推進委員
4 番委員	9 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
5 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
6 番委員	11 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
7 番委員	12 番委員	5 番推進委員	13 番推進委員
		6 番推進委員	15 番推進委員
		8 番推進委員	

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 2 番委員 4 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について
議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 7 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置が3月6日まで順延されました。本日の総会は、出来るだけ短時間で終わらせたいと思っております。また、農業者年金の推進をしていただき本当にありがとうございました。農業者年金は非常に良い制度ですので、農家の皆様にこれからも推進をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。2番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから5ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が21件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案に入ります前に修正をお願いいたします。総会資料19ページですが、整理番号68番の利用権設定について、先ほど申し出による取り下げがございましたので資料から削除をお願いします。それから、資料40ページ農地法第4条の処分決定についてですが、整理番号1番のBKさんの自治会が市外住民のところを郡山と誤って記載されていますので、郡山から市外住民に訂正をお願いいたします。それでは、議案の報告をいたします。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、貸借について説明いたします。29ページの総括表をご覧ください。1件取り下げがございましたので数字が変わりますが、期間は1年から15年で、面積は合計336,563㎡で利用権を設定する者の数は111人、設定を受ける者の数は41人です。土地の詳細については資料6ページから28ページです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号17番については、取り下げ申請が提出されました。

審議に入る前に事務局から報告がございます。

事務局 整理番号16番の譲受人 有限会社Rについてご説明いたします。法人形態は有限会社であり、株式譲渡については株主総会における議決事項

を定めております。

主な事業は、穀類の生産、貯蔵、運搬ならびに販売でその売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。

事業に従事する構成員の年間労働日数は150日で、かつ法人の総議決権の過半数を超えており要件を満たしております。

農業及び関連事業の常時従事者は代表取締役であり、役員要件を満たしております。

経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。

議長 整理番号1番から20番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後にお願いいたします。

整理番号1番、2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番、2番につきまして、去る2月19日に現地調査をいたしましたので、私11番が一括して報告いたします。

申請人 IMさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 FTさんは、奈良県北葛城郡河合町大字泉台に居住される市外住民で年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字尾崎前1241番1、地目は田、地積は1,520㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は10,677㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

引き続き、整理番号2番につきまして、去る2月19日に現地調査をいたしました。

申請人 IMさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 NIさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字尾崎前1241番2で整理番号1番と隣接しており、地目は田、地積は1,385㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積や農業従事者および通作距離は、整理番号1番のとおりで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る2月18日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 OTさんは、伊佐市大口針持居住され、年齢は73歳です。

渡し人 NMさんは、愛知県知多郡美浜町大字布土に居住される市外住民で年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字堀切3208番1、地目は畑、地積は791㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は2,783㎡であります。今回取得面積と合わせて3,574㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 IMさんは、福岡県北九州市八幡西区日吉台に居住される市外住民で年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字井立田1457番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で920㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は105,202㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約500m位に位置しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 YMさんは、熊本県熊本市西区花園に居住される市外住民で年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池田4114番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,268㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は150,984㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmの範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 YSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 YMさんは、鹿児島市光山に居住される市外住民で年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字口ノ野1523番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で5,127㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は5,282㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委

員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番、8番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番、8番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 YNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字米置3655番1ほか2筆、地目は全て畑、地積は3筆合計で5,770㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は20,700㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。次に、整理番号8番につきまして引き続き報告します。

申請人 YHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 HRさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字大脇山3839番、地目は畑、地積は1,867㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は20,700㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この2件の申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は85歳です。

渡し人 OTさんは、霧島市国分清水に居住される市外住民で年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ下510番5で、地目は畑、地積は9

4 5 m²の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は1 5, 5 3 8 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0. 4 k mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号1 0番について、1 0番農業委員の報告を求めまます。

1 0番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1 0番につきままして、去る2月2 2日に現地調査をいたしましたので、私1 0番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は5 6歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は8 9歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字柳之元6 0 9番1ほか8筆で、地目は田が7筆と畑が2筆、地積は9筆合計で1 2, 0 9 5 m²の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は1 4, 9 1 3 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は平均で約1 k mの範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号1 1番、1 2番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1 1番、1 2番につきままして、去る2月1 9日に現地調査をいたしましたので、私5番が一括で報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は7 2歳です。

渡し人 SNさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は7 0歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字引田8 9 7番3ほか2筆、地目は田が2筆と畑が1筆、地積は3筆合計で3, 5 7 2 m²の所有権移転贈与になりま

す。

受人の経営面積は590㎡であります。今回取得面積と合わせて4,162㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。引き続き、整理番号12番につきままして報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 HMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は56歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字井之尻1003番1ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で5,268㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は5,268㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきままして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は52歳です。

渡し人 KJさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字札木1390番2ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,991㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は5,023㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は48歳です。

渡し人 KMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字軍神ノ山2163番1で、地目は畑、地積は807㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は19,487㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号15番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る2月18日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 IJさんは、熊毛郡中種子町納官に居住されている市外住民で年齢は49歳です。

渡し人 SAさんは、神奈川県横浜市緑区北八朔町に居住される市外住民で年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字福寄17番2ほか6筆、地目は全て田、地積は7筆合計で5,451㎡の所有権移転売買になります。

受人は新規就農者であります。営農計画書が添付され、今回の売買面積が5,451㎡となり取得可能であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は、トラクターを購入予定とのことです。他の機械は当分の間はリースにより農作業を行うとのことでした。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号16番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。</p> <p>申請人 有限会社Rは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。</p> <p>渡し人 HSさんは、京都府八幡市男山指月に居住される市外住民で年齢は67歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2455番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,884㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は586,826㎡で取得可能面積であります。農業従事者は18名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号18番、19番について、12番農業委員の報告を求めます。
12番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番、19番につきまして、去る2月23日に現地調査をいたしましたので、私12番が一括で報告いたします。</p> <p>整理番号18番の申請人 YTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は75歳です。</p> <p>渡し人 KMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2700番3ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で3,549㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は13,741㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>次に、整理番号19番につきまして去る2月22日に現地調査をいたしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>申請人 YTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は75歳です。</p> <p>渡し人 KTさんは、鹿児島市星ヶ峯に居住される市外住民で年齢は7</p>

6歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2684番2ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で5,202㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は13,741㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号20番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号20番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 THさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字中牟田232番4ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で6,550㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は12,482㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から20番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から20番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数20件について、1件の取り下げ、19件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について提案いたします。整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日に申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと事務局にて調査しましたので報告いたします。

申請人は、鹿児島市西別府町に所在するA株式会社で一般法人です。

本申請は、令和4年1月7日付けで農地法第5条の転用許可を得ておりましたが、境界に関して所有者と誤認があったため該当地番を分筆し、さらに事業に必要な面積を確保するため隣接地番を加筆し事業遂行を図るものです。前回の許可地番は分筆を行っているため、前回許可については許可取り下げ願いが提出されており、事業内容については議案第6号で改めて詳細を説明いたします。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、決定いたしました。

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について1件の処分が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る2月22日、申請人の代理人である〇行政書士の立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。

整理番号1番の申請者は、伊佐市大口大田に所在のある 有限会社〇で、一般法人です。

申請地は伊佐市大口大田字川原田152番1で、地目は田、地積は697㎡であります。

申請地は大口病院から南西へ約250mに位置し、周囲の状況は、東側、西側、北側は宅地、南側は有限会社〇の事務所であり、除外後、社員の駐車場にしようとして計画されています。この申請は具体的な転用計画があり、周囲は全て住宅であり除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われま。

以上のような理由により、除外は妥当であると判断いたしました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書等の法定添付書類が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る2月22日、申請人の代理人である宅地建物取引士 Oさんの立会いのもと、2番推進委員、13番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

整理番号2番の申請者は、伊佐市大口目丸に所在のある R株式会社で、一般法人です。

申請地は伊佐市大口目丸字出吉原283番1で、地目は田、地積は443㎡であります。

申請地は伊佐湧水消防本部から東へ約500mに位置し、現状は不耕作地となっており周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側はR株式会社駐車場、北側が道路であり、除外後R株式会社と隣接していることから製品の搬入搬出の際、現状のスペースでは狭いということで大型車の出入り口として利用する計画であります。除外後農地の集積化や農作業の効率化への影響はないものと思われまます。

添付書類として、農用地利用計画変更届出書、地籍図、全部事項証明書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、意見が決定いたしました。整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月22日、申請人 IYさんの立会いのもと、9番農業委員、10番推進委員、12番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

整理番号3番の所有者は、伊佐市菱刈南浦に居住されている IYさんで年齢は73歳です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字崎山2661番2で、地目は畑、地積は1,784㎡であります。

申請地は、スカラー株式会社から南へ約1.5kmに位置し、周囲の状況は、東側は非農地、北側と南側が畑、西側が道路であり、20年程耕作しておらず遊休化しており農地への復旧は困難であることから、重機等を置く資材置場として利用したいとのことであります。

この申請は具体的な転用計画があり、除外後、農地の集積化や農作業の効率化への影響はないものと思われます。また、農用地区域の周辺部であり、除外により周囲の農地への影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号3番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数3件について3件の意見が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人の代理人であるK行政書士の立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人は、霧島市隼人町住吉に居住されているBKさんで、市外住民で年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字郡山1739番1で、地目は畑、地積は335㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は山林です。

所在地は、郡山八幡神社より東へ約100mに位置しており、南側は雑種地と宅地、東側は雑種地、西側は畑、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。北側の宅地は、申請人の生家ではありますが現在隼人に居住されており、今後実家に帰ってくることはないということでクヌギを植樹したいとのことであります。申請地の東側には一部すでにケヤキ等を植林してあり顛末書が提出されております。

添付書類として、全部事項証明書、戸籍謄本等一部証明、地理院地図、申請地付近図、地籍図、地積測量図、事業計画書、通帳残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、顛末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>賛成多数。よって整理番号1番は、処分が決定いたしました。整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4番 農業委員		<p>議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人のHSさん立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口下殿に居住されているHSさんで、年齢は89歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字須和野458番で、地目は田、地積は995㎡です。</p> <p>農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は山林です。</p> <p>所在地は、羽月小学校から南西へ約500mに位置しており、東側が河川、北側と西側は山林、南側は田であり、付近に河川があることから水害に見舞われた場合、水の逃げ場がないために田が荒れてしまい復旧に時間もかかり経費もかかることのこと、クヌギを植林したいとのこと。添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、残高証明書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番については、処分が決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件の処分が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして報告いたします。去る2月22日、申請人の代理人であるM行政書士が急用で出席できないとのことで、4番推進委員、9番推進委員、7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私7番が報告いたします。また、事務局からも出席がありました。申請人は、徳島県徳島市川内町加賀須野に所在のある株式会社Fで一般法人です。

貸し人は、伊佐市菱刈前目に居住されているYMさんで、年齢は80歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字崩ヶ宇都3199番1で、地目は畑、地積は2,686㎡であります。

本申請は21年間の貸借契約による転用で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設でパネル248枚、111.6kwの発電計画であります。

所在地は、菱刈中学校から東へ約1kmに位置し、周囲の状況は、東側と南側は宅地、西側と北側は道路であり、現況は不耕作であります。地形は平坦ですが、雨水対策などで周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書および、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9

番

農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人のAKさんの代理人であるT行政書士の立会いのもと、12番農業委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されるAKさんで、年齢は36歳です。

譲渡人は、長崎県長崎市夫婦川町に居住されるSMさんで市外住民になります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字園川3430番1で、地目は田、地積は66㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。隣接する伊佐市菱刈荒田字園川3430番地2 地目は宅地、地積は792.75㎡と合わせて利用し、一般住宅を建設する予定です。

所在地は、本城小学校から北へ約0.5kmに位置しており、北側は田、東側は河川堤防、南側は本申請と合わせて利用する宅地、西は宅地となっており、周辺は住宅街となっており、川内川支流の河川敷に接しており転用することで周囲に与える影響はないかと思われます。被害防除計画によると、雨水排水は水路放流、汚水及び生活排水は合併浄化槽となっております。

添付書類として、全部事項証明書、地理院地図、位置図、地籍図、住宅平面図、立面図、申請書、事業計画書、住宅ローン審査結果通知書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

議	長	<p>あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議	長	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番	農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月22日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている MTさんで年齢は48歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口青木に居住されている KMさんで年齢は65歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字軍神ノ山2157番2、地目は畑、地積は2,271㎡です。</p> <p>転用目的は牛舎及び資材置場で、農地区分は農用地区域内農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、大口高校から北へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は山林、北側と西側は畑であり周囲に与える影響はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひ</p>

たします。以上で報告を終わります。

議

長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月22日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、事務局にて調査しましたので報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在のあるA株式会社で、一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されているMTさんで市外住民です。

申請地は、伊佐市大口田代字霞山239番8ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で914㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。パネル設置枚数は360枚で容量は45.9kwを予定しております。なお、令和4年1月7日付けで転用許可が出ている隣接620㎡も同時に利用し、事業総面積は1,534㎡となります。事業変更に伴い分筆等を行っておりますがパネル枚数及び出力容量に変更はありません。

所在地は、羽月西小学校から西へ約0.3kmに位置しており、北側及び南側は一体事業地、東側は宅地、西側は畑ですが緩衝地を設け被害防除計画のとおり遂行するため周囲に与える影響はないかと思われま

添付書類として、位置図、字図、申請書、配置図、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社定款、経済産業省の発電設備認定書等が添付されてお

議

長

す。

調査の結果、この申請については適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議

長

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議

長

議案第7号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第7号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る2月22日、申請人の妻である ATさんの立会いのもと事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている AMさんです。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3184番1、地目は畑、地積は898㎡です。

所在地は、本城小学校から南西へ約900mに位置しており、北側と西側は宅地と畑、南側は宅地、西側は市道であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和61年2月1日に申請地に申請人の自宅を建築して以来、現在に至るまで宅地として利用してきたことによるものです。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、固定資産名寄台帳

が添付されています。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、今後も農地として利用する見込みもなく、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして事務局の報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第7号「非農地証明願」については1件申請のうち1件の非農地証明許可が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をいたします。4日、2月の定例常設審議委員会が新型コロナ感染拡大により書面開催されました。22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日で第11回農業委員会の総会です。3月の行事予定ですが、4日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。28日が第12回農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

事務局 本日お手元に農業委員会70周年記念大会の資料を配布してあります。これは2月1日開催予定でありました大会が、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりましたので、鹿児島県農業会議から送付されました資料です。

議長

その他、ございませんか。

事務局

今年の1月から農業者年金の加入推進月間ということで皆様に推進を図っていただいたところでございます。総会終了後、加入推進の名簿を提出くださいますようお願いいたします。

事務局

最後に、毎月報告を頂いております活動報告についてですが、3月28日の総会が最終報告日となりますので提出漏れがないようよろしくお願いいたします。

議長

他にないでしょうか。

(「なし」という声、あり。)

事務局

以上で、令和3年度第11回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時08分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 4 番